

高知県開発審査会運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県開発審査会条例第7条の規定に基づき、高知県開発審査会（以下「開発審査会」という。）の会議その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の任期）

第2条 会長の任期は、2年とする。ただし会長が欠けた場合における補欠の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第3条 会長が、会議を招集するときは、日時、場所、及び審議する事項を定め、開催日の5日前にまでに、委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合についてはこの限りではない。

2 委員は、会議に出席することができない理由のある場合においては、会議の開催日の前日までにその旨を会長に連絡するものとする。

3 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審査事項については、裁決に関する議事に加わることができないため、当該事項を知ったときは、直ちに会長に届け出るものとする。

4 会長は議長となって会議を主宰する。

5 会議は原則非公開とする。

（幹事）

第4条 幹事は、会長の許可を得て意見を述べることができる。

(委員、幹事以外の者の出席)

第5条 会長は、必要と認めるときは、委員、幹事以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、保存しなければならない。

2 会議録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 会議録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議の経過及び会議のてんまつ

(事務局)

第7条 開発審査会の事務局は、県土木部都市計画課内に設置する。

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。